相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県伊勢崎市柴町九五三番地一一四、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　長谷部祐司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月五日

群馬県高崎市東町一九一番地三　相続財産管理人　倉澤　省三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横須賀市上町一丁目一〇〇番地、最後の住所神奈川県横須賀市阿部倉一七番J－一〇二号　被相続人　亡　岩井　英子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月五日

神奈川県横須賀市日の出町一丁目八番地　大和土地建物第三ビル五階　相続財産管理人　弁護士　宮島　才一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市都筑区茅ヶ崎南四丁目一二番、最後の住所横浜市都筑区茅ヶ崎南四丁目一二番一五－一〇五号　被相続人　亡　髙原　康成

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月五日

横浜市戸塚区秋葉町二四二番地五三　相続財産管理人　四元　敏徳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市栄区桂台西一丁目八〇九番地二、最後の住所横浜市栄区桂台西一丁目四五番九－九二四号　被相続人　亡　成田　光幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月五日

横浜市中区山下町二〇七関内ＪＳビル八階　相続財産管理人　弁護士　原田　雅紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区鳥越一丁目二一番地、最後の住所神奈川県足柄下郡湯河原町土肥四丁目六番地の三　すみれ荘　被相続人　亡　本多　紀子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月五日

神奈川県小田原市本町一丁目一〇番二五号　西湘法律事務所　相続財産管理人　弁護士　三宮　政俊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍金沢市大河端町ホ一一四番地、最後の住所金沢市大河端町西一一二番地二　被相続人　亡　鍛冶野豊信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月五日

金沢市尾張町一丁目二番一号第一大手町ビル四階　西井法律事務所　相続財産管理人　弁護士　西井　繁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市昭和区山花町三二番地の五、最後の住所名古屋市昭和区山花町三二番地六　被相続人　亡　岩田マサヲ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月五日

名古屋市千種区末盛通五丁目一三番地　相続財産管理人　寺町　敏美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県志摩市磯部町下之郷一〇四番地、最後の住所大阪府泉北郡穴師村字池裏一〇五番地　被相続人　亡　中山　晃一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月五日

三重県四日市市幸町一－二二　相続財産管理人　伊藤　明紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県蒲生郡日野町大字小野一四一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　堀井　ちず

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月五日

事務所滋賀県東近江市八日市上之町二番七号ウイング八日市二〇二号　相続財産管理人　町田　一平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市西平島三四一番地三、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　緒方　隆志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月五日

岡山市北区半田町六番四一－一号　相続財産管理人　成本　壽師

公示送達

次の表の左欄に記載する者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第99条第２項の規定による仮換地の使用収益開始日の通知は、送付したが受領を拒まれたので、同法第133条第１項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容をそれぞれ当該右欄のとおり公告する。

平成21年11月5日

北広島市大曲幸土地区画整理組合　理事長　安丸　俊雄

書類の送付を受けるべき者		通知の内容
住所	氏名	仮換地の使用収益開始日：平成21年11月27日
札幌市清田区平岡６条４丁目４番８号	佐藤竹治	

掲示場所

１　北広島市大曲中央２丁目１番地１　北広島市大曲幸土地区画整理組合掲示板

２　北広島市中央４丁目２番地１　北広島市役所掲示板

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県尾道市山波町二三〇一番地一、最後の住所広島県尾道市久保町一七八六番地星の里　被相続人　亡　桑田　春美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月五日

広島県尾道市因島土生町一七六二番地二八　相続財産管理人　司法書士　村上　正則

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十一年十一月五日

一　墳墓等所在地　熊本県熊本市池田二丁目一〇四〇、及び一〇四六番地

一　墳墓等の名称　長迫共同墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　不詳

一　改葬を行おうとする者　熊本県熊本市池田二丁目九番二五号　長迫共同墓地管理者　吉永　至